

# 仕様書

## 1. 件名

ファイアウォールシステムの OS 更新作業

## 2. 目的

量子科学技術研究開発機構（以下「当機構」という。）では、サイバー攻撃から内部ネットワークを守るため、インターネットとの接続点にファイアウォールシステムを設置している。ファイアウォールシステムで使用している OS のサポート終了に伴い、OS 更新作業を実施する。

## 3. 納期

2027 年 3 月 31 日

## 4. 対象機器設置場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 本部

〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

## 5. 構成・更新対象機器

「別紙 ファイアウォールシステムの OS 更新作業 対象機器」を参照

## 6. 仕様

### 6.1. 共通仕様

- (1) OS 更新作業を当機構が定める非営業日に実施すること。なお、ファイアウォールと SSL アクセラレータの OS 更新作業は別日に分けて実施しても問題はない。
- (2) 更新先 OS バージョンは当機構が指定したバージョンとすること。
- (3) OS 更新に伴い当機構の運用マニュアルに差異が発生した場合、更新すること。
- (4) 作業後の翌営業日は不具合が生じた場合に備え、オンサイトで対応すること。
- (5) 更新作業について疑義が生じた場合は当機構担当者と協議の上作業を実施すること。

### 6.2. 個別仕様

#### A) ファイアウォール

- (1) 事前検証として以下の確認を実施すること。
  - ① RIPを使ったルーティングの動作検証
  - ② 外部ダイナミックリストとして定義した外部の宛先に対して、HTTP/HTTPS 等の通信を遮断できるかの検証
- (2) 10 ケース以上の障害試験を実施すること。

(3) 指定したバージョンに上げることによって生じる影響確認を実施すること。

B) SSL アクセラレータ

(1) 6 ケース以上の障害試験を実施すること。

(2) 指定したバージョンに上げることによって生じる影響確認を実施すること。

7. 本件に必要な資格要件

(1) 「別紙 ファイアウォールシステムの OS 更新作業 対象機器」に記載する機器と同一機種又は同一シリーズ機種について、OS 更新経験を有すること。

(2) 「別紙 ファイアウォールシステムの OS 更新作業 対象機器」に記載する機器と同一機種又は同一シリーズ機種について、1 年以上の保守実績を有すること。

8. 提出図書

以下の書類を提出すること。提出する媒体は、電子媒体 1 部とする。

(1) 作業工程表（契約後速やかに）

(2) 作業員名簿（作業の 1 週間前）

(3) 作業手順書（作業の 1 週間前）

(4) 検査要領書（検査の 1 週間前）

(5) 完成図書（検査日までに）

※完成図書には以下を含めること

① 作業報告書

② 試験結果を記載した資料

③ システムのマニュアル

④ 運用手順書

⑤ その他の必要な書類

（提出場所）情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課

9. 検査

当機構職員が、以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

(1) 上記「6. 仕様」に示す作業が完了していること。

(2) 上記「8. 提出図書」で要求する書類が提出されていること。

10. その他

(1) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

(5) 本件の履行にあたり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員

等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。

- (6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。
- (9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (10) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- (11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。
- (12) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (13) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
- (14) 仕様書で疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議の上決定するものとする。

(要求者)

部課名：情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課

氏 名：小湊 紳司